



すみだリバーサイドホールの利用について

新型コロナウイルス感染症対策のため、今後のホールの利用について、以下のとおりとしますのでご理解・ご協力をお願いします。【令和2年6月1日現在】

◆利用人数

- ・都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」のステップごとに、利用可能人数を以下のとおりとします。

施設	利用可能人数
イベントホール	【ステップ1の場合】50名まで 【ステップ2の場合】100名まで 【ステップ3の場合】350名まで
会議室	【ステップ1・2・3の場合】20名まで
ミニシアター	【ステップ1・2・3の場合】25名まで

- ・すでに施設の利用承認を受けている場合でも、上記の人数を超える場合は施設の利用ができませんのでご注意ください。
- ・利用可能人数の範囲内であっても、利用者同士の十分な距離(2メートル程度)を保つようにしてください。
- ・利用可能人数の範囲内であっても、集団感染のリスクが高い行動(大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動)はご遠慮ください。

◆感染症予防対策

- ・施設内では定期的な換気、利用者同士の十分な距離の確保、マスクの着用、手洗い・手指消毒など、接触感染や飛沫感染の防止に努めてください。
- ・利用者に対しては、来館前に検温を実施するとともに、発熱や息苦しさ、強いだるさ、咳、喉頭痛などの症状がみられる時や、体調がすぐれない時、2週間以内に海外へ行った場合には、来館を自粛するようお願いしてください。
- ・飲食を行う場合は、あらかじめすみだリバーサイド事務室へご相談の上、利用申込を行ってください。

◆利用者名簿の作成等

- ・利用者・来館者全員の緊急連絡先を把握するため、「氏名及び連絡先」を明記した名簿を作成し、利用日から1か月間、各団体で保管してください。(名簿作成の際は、必要に応じその内容が保健所等の公的機関へ提供されることを周知してください。)
- ・施設の利用後、利用者の中に感染者またはその疑いがある方がいたことが判明した場合は、速やかにすみだりバーサイドホール事務室へ連絡してください。

◆利用料の返還

- ・新型コロナウイルス感染症に対する十分な対応ができないことから利用をキャンセルする場合の利用料金の返還は、次のとおりです。

施設の区分	申出区分	返還額
イベントホール・ギャラリー	使用日の1月前まで	全額
ミニシアター・会議室	使用日の14日前まで	
イベントホール・ギャラリー	使用日の14日前まで	5割相当額
ミニシアター・会議室	使用日の5日前まで	
付帯設備	使用日まで	全額

※「申出区分」を過ぎてからキャンセルを行う場合はキャンセル料が発生しますので、ご注意ください。(令和2年6月1日以降に申込を行った場合に限りです。)

【問合せ先】すみだりバーサイドホール

墨田区吾妻橋1-23-20 (区役所1階) (03) 5608-6430